

12. その他上場REIT又は資産運用会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実

(1) 上場規程に基づく開示義務

上場REITの発行者等は、上場REITの発行者である投資法人の資産の運用に係る業務の委託を受けた資産運用会社において、「上場規程第1213条第2項第1号d(a)から(k)に掲げる事実以外の上場REIT又は当該資産運用会社の運営、業務若しくは財産に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響をおよぼすもの」が生じた場合は、直ちにその内容を開示することが義務づけられています。

【上場規程第1213条第2項第1号d(1)】

〔開示に関する注意事項〕

- ① 開示を行う際には、本項目の内容と併せて「第1編第2章 適時開示に関する実務要領」も確認してください。
- ② 適時開示は投資者に対して投資判断材料を広く提供する役割を担うものであることに鑑み、実務上は、投資者の投資判断上重要な情報であると考えられる事象が発生した場合は、直ちにその内容を開示するようにしてください。

(2) 開示事項及び開示・記載上の注意

開示資料には、投資者が当該情報を適切に理解・判断できるよう少なくとも事実の概要、発生の経緯、今後の見通し等を記載してください。また、所定の開示事項に限らず、投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項も記載してください。

- a. 事実の概要
- b. 発生の理由
- c. 今後の見通し
 - ・ 投資法人に与える影響を記載する。
 - ・ 今後の方針等がある場合は、その内容を記載する。
- d. その他投資者が当該情報を適切に理解・判断するために必要な事項